平成２３年（フ）第１２１９号
大阪府松原市丹南５丁目９番２号
破産者　有限会社三栄製作所
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２９８号
堺市中区深阪2471番地
破産者　株式会社大淀工業
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
神戸市長田区上池田町１丁目５番８号、開始決定時の住所神戸市長田区川西通４－９－５
破産者　萩尾　義樹
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３１８号
神戸市東灘区本山南町８丁目６番26号
破産者　株式会社ホーユー
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２４８号
兵庫県伊丹市行基町３丁目21番地２
破産者　アローナ・ジャパン有限会社
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３６０号
兵庫県伊丹市南鈴原４丁目35番地
破産者　有限会社光山組
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第８５３号
東京都武蔵村山市残堀２丁目33番地１
破産者　有限会社多摩中古車センター
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９７４号
東京都昭島市中神町1373番地33
破産者　有限会社創栄基礎工業
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９７５号
東京都昭島市中神町1373番地33
破産者　冨樫　博史
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１１０４号
東京都日野市旭が丘２丁目32番地の８旭が丘ハイツ309
破産者　守重　則之
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３０５号
東京都稲城市押立1717番地の１川崎荘101
破産者　伊藤　　豪
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２０８号
石川県白山市瀬戸丑114番地１
破産者　白山レイクハイランド株式会社
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第６５９号
熊本県荒尾市川登北五反田1801番地３
破産者　有限会社時代屋
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第５２２号
大分市賀来北１丁目３番17号
破産者　ニノミヤ企画株式会社
1　決定年月日　平成25年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２３年（フ）第３１６３号
北海道石狩郡当別町北栄町35番地３
破産者　土岐株式会社
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１１号
札幌市豊平区月寒東４条10丁目８番17号
破産者　有限会社辻建装
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３３９号
最後の住所札幌市豊平区水車町１丁目４番８号　第12松井ビル101号
破産者　亡神野貞二相続財産
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９９号
愛知県小牧市小牧原３丁目160番地
破産者　大恵株式会社
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８８２１号
大阪市旭区中宮４丁目２番25号
破産者　三浦鋼材工業株式会社
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３１７号
大阪市中央区東心斎橋１丁目３番11号　京宝ビル３階
破産者　有限会社エムアージュ
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９６５号
大阪府大阪狭山市大野台７丁目14番４号
破産者　株式会社サム企画
1　決定年月日　平成25年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所堺支部破産係